# 出版文化の発展を目指した出版物のアーカイブの構築と国民へのサービスの提供

一出版界との共同でのアーカイブ構築と 商用電子図書館サービスの活用ー

2015年11月13日JEPAセミナー資料より抜粋、加筆

# 出版物関連での問題提起と課題解決に当たっての私の意識

### ☆「あらゆる情報資源へのアクセスを保証する」(未定稿) あらゆる出版物の入手手段を提供して、出版物のマーケットの拡大を

読書機会の拡大を、出版ビジネス が発展することを図り目指す

利用者に対して、あらゆる情報の 入手手段ヘナビゲート

#### 商用出版者

絶版になっている書籍は、 図書館ヘナビゲーション

商用電子 書籍販売 サイト

図書館等

商用電子 図書館 サービス

利用者に対して補完関係

### 利用者

### 国立国会図書館

出版されている書籍は、書店へのナビゲーション

絶版になっている書籍は、 デジタル化コンテンツを提供

あらゆる情報を将来にわたって 利用を保証 多様なメディアから情報が発信されている。出版物は、その情報源の一 つ。

情報を得ようとする利用者は減ってはいない。出版界と図書館界でパイの奪い合いでなく、協力して、出版物の利用者の拡大を

#### 商用出版物以外の 情報資源

可能な限り、OpenData化、 LinkedOpenData化

NDLはロング

テールを保証

利用者に対し て利用機会の 拡大

出版社の販売を阻害しない形

新刊•復刊出版物

新刊出版物 (図書館への販売 体存) 既刊出版物

オーファンワークス

既刊出版物 (著作権切れ) 48万点

既刊出版物 (絶版) 131万点

当田女への世生の十年

たい

# 【背景】私が目指してきた電子図書館1

- 目的
  - 文化的資産をあらゆる人々が将来にわたり享受、活用できるようにし、人々の創造的な活用に貢献する
- 背景
  - デジタル情報時代において、マルチメディア化されたコンテンツへ移行しつつある。
  - 冊子体の原資料は文化財として保存するために、デジタル化を進めることとしている
  - また、他の文化財も保有機関においてデジタル化を進めるようになった
- 利活用の促進のために
  - 社会全体でデジタル情報資源の「見える化」はもとより、
  - より効率的なアクセスの保障に取り組む必要があり、組織を越えたナショナルアーカイブは重要な役割を果たす。
  - 産学官のそれぞれの組織は、これらの施策が同一の方向性を持って、相互に資源を補完し合っていく必要がある。
  - NDLは、ナショナルアーカイブの構築、さらに、世界レベルでの「インターナショナルアーカイブ」の構築へと発展することを目指し、その中核的な役割を担っていくべき。
- 同時に、今後10年のデジタル情報化の進展を見据えつつ、
  - このようなナショナルアーカイブを利用して知識創造のための情報が入手できる状況になったときに、知識創造を支援する図書館の役割は何か、
  - 重要な役割を果たす著作物の利活用が進むようにするために、出版界、図書館界は、総論賛成・各論反対ではなく、連携協力を具体的進める必要がある
- 知識インフラとしてのナショナルアーカイブ構築により、出版文化の発展を目指す
  - 著作権者、出版社の権利を制限してアーカイブするものでなく、知識インフラとしてのナショナルアーカイブ構築の一環として、出版文化の発展を目指して、出版物の利活用が促進される施策を推進することと考える

# 【背景】私が目指してきた電子図書館2

- 出版文化の発展に向けた具体的なアクション
  - 出版界、図書館界の事業の実施においては、最終的な大きな枠組みの中で、整合性を持って効率的に組み込まれることを常に意識する。
  - 著作物の網羅的な検索と、利用者に最適な形態の情報へのナビゲーション
    - 紙・デジタル、有償・無償を問わず、所蔵機関に寄らず、情報の所在を可視化し、いつでも、どこにいても、利用のシチュエーションにあった形態の情報の入手先にナビゲートする
    - 検索は、図書館書誌情報のみならず、出版情報、著作単位、章節項単位の目次、まえがき、あとがき、であれば本文全文を。
    - 情報と情報の内容を意味的に関連付けて、芋づる的に、必要な情報へたどり着けるようにする
  - 公共的書誌情報基盤の構築
    - 出版情報と図書館書誌情報の相互交換(ONIX←→DC←→MARC)
    - JPO近刊図書情報の提供、NDL納本資料の書誌情報をインプロセス段階から提供
  - 電子書籍フォーマットの業界標準策定支援(EPUBサブセット仕様等)
    - 「電子書籍の標準化の調査」JEPAに委託(2010年2月)
  - 出版社、古書店、電子書籍、商用データベースサイトとの連携、ナビゲーション
    - 統合検索: hon.jpとの相互連携, JapanKnowLedge, 近刊情報センター, インターネットマガジン(インプレスR&D), 新書マップ, 日本ペンクラブ文芸館、
    - 検索結果からのナビゲーション(リンクリゾルバ): Amazon、Books.or.jp, honto, 紀伊国屋書店BookWeb, ジュンク堂書店, Honya\_Club.com, e-hon, 版元ドットコム, 日本の古本屋, Boogle Book Search, Google Scholar
  - 各機関のデジタルアーカイブのバックアップサイト(商用に関しては未実施)
    - 国等の機関のインターネット情報の収集保存
    - 民間の無償オンライン資料の収集保存
    - 残るは、有償オンライン資料の収集保存(有償の資料はすぐに消滅しないと思われる)

# ☆【問題提起】一般国民の情報へのアクセスを保証

(NDL・県立図書館へ行けない国民の情報格差の是正)

#### 一般国民の利用環境

インターネット版電子図書館サービス 統合検索サービス(全ての書籍の存在と所在場所)

目的別検索サービス



「個人向け商用電子書籍 配信サービス

インターネット版 NDLデジタルコレクション

全国の地域資料閲覧サービス

市区町村民の電子図書館

図書館向け商用電子 書籍 配信サービス NDLデジタルコレクシェン (商用電子図書館サービス で入手できない電子書籍)

県の地域資料 閲覧サービス 市町村が収集した 地域資料閲覧サービス

### 県民の電子図書館

図書館向け商用電子書籍 配信サービス

NDLデジタルコレクション

(商用電子図書館サービス) で入手できない電子書籍) 県に関連する地域資料 閲覧サービス

#### NDL:国民の電子図書館

図書館 引げ商用電子書籍 西げがサービス

NDLデジタルよいクション (NDLデジタル・と 無償電 子書籍数

商用電子出版物商用データベース

ナショナル アーカイブの一部 アーカイブ

NDLデジタル化 冊子体販売中 (商用電子書籍 なし)

NDLデジタル化 冊子体絶版本 無償電子出版物

NDL デジタル化 パブリック ドメイン

県所蔵 地域資料 他地域所蔵 地域資料 市町村所蔵 地域資料

各館のコアコンピタンスは、各館の利用 者のために収集した情報。

今後、赤の破線部分は実現できないか?

**上** 民間

ウェブアーカイブ

公的機関 ウェブアーカイブ

### 一般国民の情報へのアクセスを保証補足説明

- 各図書館の位置づけ
  - 市町村立図書館は、市町村民のための図書館
    - 市町村立図書館は、国民にとって最も身近なアクセスポイント
    - 市町村民への直接サービス
    - 市町村で収集した情報に加えて、県立図書館、NDLが保有している情報を提供
  - 県立図書館は、県民のための図書館
    - 県民への直接サービス
    - 県が収集した情報に加えて、NDLが保有している情報を提供
    - 市町村立図書館を経由した情報提供
  - 国立国会図書館は、国民、議員のための図書館
    - 国民への直接サービスとして、インターネットでの情報提供
    - 間接サービスとして、県立図書館を経由した情報提供
    - 全国書誌を提供する役割として、NDLが収集した出版物のみならず、全ての刊行物の存在と所在場所を提供する
- 商用電子図書館サービスの位置づけ
  - ・ 商用電子書籍を、県立等の図書館へ配信し、各図書館が自ら保有する情報と合わせて、各図書館の利用者へ提供
- ・ 検討の観点
  - 提供は、フローとして
    - NDLが自ら保有している情報に加えて、他組織の情報を補完的に提供するのではなく、
    - 最も身近な市町村立図書館が、自ら保有する情報に加えて、県立、NDLが提供する電子図書サービスを合わせて利用できるようにする
    - NDLは、市場で流通せず、県立、市町村立図書館でも所蔵していない書籍を、提供する責務がある
  - 収集・保存は、ストックとして
    - 市町村立図書館が収集した情報を、県立図書館が収集。県立図書館が収集した情報を、NDLが収集

### ☆問題提起

### 理念

• 権利(権限)を持つものは、実施の責任と義務がある

### • 出版界

- 電子出版権は、出版社の権利ではあるが、それは、利用者に対して、電子出版の義務でもあるのではないか?
- NDLがデジタル化資料のうち、絶版になっている資料の公開範囲を広げられないか?

#### NDL

- ストックとして、将来の利用を保証するために、国民には国内刊行物を納本義務があり、 また、NDLは網羅的に収集して保存する責任と義務があるが、単独では不可能
- ・フローとして、現在の利用者に対しての利用の保証は、すでに各機関で分担してビジネス モデルがある
- 市区町村立図書館(地域住民サービス、地域活性化の拠点)
  - 新刊書の充実より、身近な図書館として、ITを活用して、様々な情報を得られる場の充実

### • 県立図書館

• 市区町村図書館での電子図書館サービスの導入支援

- 理念
  - 権利(権限)を持つものは、実施の責任と義務がある
  - 活用されるべき知的情報資源の中で、出版物は、重要な情報源の1つ
  - 地域においても、中央と同様の利活用する権利がある
  - 出版文化が発展するということは、より多くの人が書籍に触れ、市場(マーケット)が拡大していくことでは

- ・出版界は
  - 様々な情報がインターネットで得られる時代に、書籍を購入する動機づけが必要ではないか?
    - SNS、OpenDataで相当信頼性の高い情報が、インターネット上で関連付けられて得られる時代
  - 電子出版権は、出版社の権利ではあるが、それは、利用者に対して、電子出版の義務でもあるのではないか?
  - NDLは、1968年以前の書籍、2000年以前の雑誌のデジタル化を進めてきた。従来ILL で公共図書館に貸出すことが可能だった資料も、デジタル化により提供できなくなった。
    - 絶版資料は、デジタル化した資料を公共図書館でも閲覧できるが、絶版になっていない資料はデジタル 化資料も公共図書館で利用できない。
    - 出版社が電子出版権を行使して電子書籍化することが望まれる。コスト削減のために、NDLがスキャンしたデジタルコンテンツを出版社が二次利用することも可能。
    - 絶版になっていない資料で電子出版権が行使されないならば、何らかの対応が必要。
  - NDLがデジタル化資料のうち、絶版になっている資料の公開範囲を広げられないか?
    - せめて、NDLがデジタル化資料のうち、書籍が絶版になって、電子出版権行使されていない資料は、公 共図書館に留まらず、インターネット公開しても、著作権者や出版社の不利益にならないのではない か?

### NDLは

- あらゆる知的情報資源を、将来にわたって利用、享受できるようにし、知的創造活動(知識の再生産)に貢献する使命を持つ
- 具体的な方策の1つとして、法律により、国民には国内刊行物を納本義務があり、また、NDLは網羅的に収集して保存する権限をもつ
  - 責任として、可能な範囲を収集・保存できればいいのではない。物としての出版物は、図書館に限らず、美術館、博物館でも多く保存されている。
  - 電子書籍・電子雑誌に類するものは、1つの機関で収集できる範囲を越える。
  - 十分な資源がない中で、責任と義務を果たすためには、関係機関との連携分担して保存し、それらを国全体で網羅的に収集・保存することが必要
- ストックに関して、利用環境やビューアに依存しないものであるべきでは
  - 知的情報資源のストックとして、従来、有形物として収集してきたが、今やデジタル化された無形の情報として 流通しているものを収集・保存することが求められている
  - それは、利用環境やビューアに依存しないものであるべきではないか?
- 利用に関しては、商用電子図書館サービスと契約し提供していくべきでは
  - 商用データベースや電子ジャーナルを契約により、それぞれのビューアで提供していることから、電子書籍は、商用電子図書館サービスと契約して、そのビューアを利用して提供していくことが妥当ではないか?
- 公共図書館への支援と連携
  - 支援という観点だけでなく、公共図書館の協力の下で使命の達成を目指す施策
  - 電子図書館は、情報の利活用の促進だけでなく、地域格差を是正する目的もある。
  - 地域においても、可能な限り、中央と同等の情報を利活用できるようにする責任と義務がある

- 身近な公共図書館(地域住民サービス、地域活性化の拠点)
  - ITを活用して、様々な情報を得られる場の充実
    - ・ 蔵書は所蔵資料だけでなく、NDLや県立図書館、他地域が保有する地域資料を含めて、仮想的な蔵書として、利用できるようにすることが、重要
  - 「人と人のつながりの場」としての役割の充実
    - 人が集い、交流し、学び、議論する場(インテクレチュアルコモンズ)を構築し、知識の共有と、新しいものを生み出す活動を応援する
    - コラーニング(学びあい、知識の交流)、フィーチャーセンター(対話、議論、問題解決、未来志向)
    - 活動の成果をアーカイブし、インターネットで世界へ発信
      - ・地域活動のための情報収集(蔵書等の活用)⇒共有・蓄積⇒活用・創造⇒オープンデータとして発信
      - Wikipedia Town, アイデアソン, ハッカソン,
      - ししょまろはん(京都府立図書館の司書の活動)
        - 京都が出てくる小説やマンガ・ライトノベル等の作品に出てくる京都の位置データに加え、書籍のおススメ度や内容紹介付き。
      - (引用:「インテクレチュアルコモンズがひらく」公共図書館等文化施設の未来)~京都府立図書館がパラダイムシフ
    - 知識として活用する資料・情報は、新刊ではなく、外部サービスを含めて、利用可能な豊富な蔵書では?
  - 地域資料の充実、地域情報の集約
    - 地域資料を蔵書として収集するだけでなく、他地域で保有している、当該地域に関する資料を利用できるよう んすることが重要では?
  - 地域住民サービスとして、図書館利用の中で、個人でも入手可能な新刊図書に資料購入費を充てることから脱却する必要があるのではないか?

- 県立図書館
  - 市区町村図書館で、個別に電子図書館サービスを導入することは困難
  - ・県単位での推進、導入し、市区町村の公共図書館で利用できるようにできないか?
- 文書館、美術館、博物館等
  - 図書館と同様の活動に加えて
  - 来館者に対して、外部情報提供サービスを活用して、所蔵物と参考情報の関連付け、所蔵していな物の情報を提供

# 課題解決に当たっての私の意識1

### ・ 事業の目標

- 様々な分野のあらゆる記録を情報として集約して、相互に関連付けて知識化し、将来にわたって利用を保証して、「社会・経済的な価値を創出」できる「新たな知識の創造と還流」の 仕組みを構築する
  - 「私たちの使命」、「知識インフラの構築」、「知識情報基盤」、「知の共有化」、「国としての蔵書構築」、「ナショナルアーカイブ」、「新たな知識の創造と還流」、、、の方向性は同じか?
- 課題解決にあたっての姿勢
  - NDL電子図書館中期計画2004の達成
    - 国全体で、「電子図書館構想」を実現
    - NDLは、データプロバイダとしての位置づけ、「知の共有化」のための連携のインキュベータとしての役割
  - 事業継続計画の観点
    - 法律によりNDLに与えられた「権限」には、「実施の責任と義務」がある。
    - その義務を果たしてきた実績に裏打ちされて、当館への新たな期待も寄せられている。
    - その期待に応えなければ、国会・国民から「権限は持っているが、責任と義務を果たさない組織」として存立意義を疑われる事態になりかねない。

# 課題解決に当たっての私の意識2

- 資源の確保
  - 緊縮財政の中で、如何にして、利用可能な資源を確保し、事業を継続していくか
- 世界の中の日本、日本の中のOneOfThem?
  - ・世界規模での文化的な情報資源、知識の共有化の方向性の中で当館の位置づけは?中核的な役割を果たすのか、OneOfThemとして一翼を担うのか?
- サービス向上、業務・システムの効率化に資するIT関連の新しいソリューションをどのように 取り込むか?
  - ① クラウドソーシング、② BYOD (Bring your own device)、③ ビッグデータ、④ セマンティックウェブ技術、⑤ サービスのマッシュアップ、⑥ ERP、⑦Digital Transformation、、、
- デジタル情報時代を踏まえた基本的な考え方
  - 物の収集から情報(コンテンツ)の収集へ。
  - 保存は物理媒体、利用は情報(コンテンツ)
  - 図書館は本を集めて提供する組織から、コンテンツを集約して、知識として提供する機関へ
- 図書館の実施姿勢
  - 今までNDL単独でやれることをやれる範囲でコツコツとやってきたのではないか?
  - 創造力を駆使して、大局観で課題に取り組んできたか?
  - 新たな事業展開にあたってのリスクの許容レベルは?リスクを恐れて、大きく踏み出せなかったのではないか?

# 課題解決に当たっての私の意識3

- MLA連携
  - 国としてのアーカイブ構築事業の枠組みの中で、MLA、MALUI、GLAM等との連携協力を推進する
- ・出版界との連携の推進
  - 読書機会の拡大による出版文化の発展を目指して、出版物、電子書籍等の販売拡大に直接繋がる形で出版界を支援。共存共栄の観点で出版界を補完したサービスを提供する
  - 長期的な展望での出版文化の発展につながる施策と、短期的に出版界の利益になることを選択的に行う。
    - 例えば、JDLSのサービス構築への助言(NDLデジタルコレクションの統合検索、閲覧環境の共通化)
    - 出版情報と図書館書誌情報の相互交換(ONIX←→DC←→MARC)
    - 電子書籍フォーマットの業界標準策定支援(EPUBサブセット仕様等)
    - 当館デジタル化資料を活用した電子書籍作成、配信
  - 電子書籍自動作成システムの構築(現在、個別技術調査研究中)
    - イメージ画像→ページ切出し→テキスト化→構造化→標準EPUB→テキストDAISY、リフロー型EPUB、PDF(フィックス型EPUB)→配信
  - 出版社、古書店、電子書籍、商用データベースサイトへのナビゲーション
    - 利用者視点で、商用サイトとの積極的な連携と、サイト内情報へのナビゲーションの拡大

### 出版界と図書館界の役割分担と連携協力

利用者

2012/11/18提示

### 出版者·著作者

JPO

Pubridge

電子書籍ポータル 電子書籍データベース

電子書籍出版社

著作者

#### 公共図書館等

電子書籍ビジネスプラット フォーム整備の協力

電子書籍の仕様(フォーマット、メタデータ等)の共通化

著作権管理データベースの共同構築・運用

公共図書館での提供環境の 共通化

NDLデジタル化コンテンツの利活 用

### 国立国会図書館

NDLサーチ (電子書籍の検索 とナビゲーション)

NDLデジタルアーカイブ (電子書籍の長期保存)

組織化(メタデータ付与 永続的識別子付与)

電子書籍の収集 (制度的収集) 資料の デジタル化 (原資料の保存)

【日仏シンポジウム「デジタル時代の本のゆくえ」 第2部デジタル書籍と出版業界について】

(2012年11月18日)

### 出版界と図書館界は、どんな役割を分担して連携していくべきか?

様々な情報が溢れている中で、出版物に対するマインドシェアが高まるように、利用者視点で。

#### • 出版界

- 電子出版権を持つ書籍の電子書籍化の推進
  - 商用電子書籍配信サイト、ビューアに依存しない電子書籍(利用者がビューアを自由に選択できるように)
- 出版情報(メタデータ)の充実(著作物の見える化)
  - タイトル、著者名、出版社、出版年、件名、ISBN、NDC等のほかに
  - 内容紹介、著者紹介、書影、試し読み、書評、章節項単位の目次、まえがき、あとがき、であれば本文全文。特に書評は購入時の参考になる
- 県域の市区町村を含めて、県単位での商用電子図書館サービスの提供の推進

#### • 図書館界

- 出版物(冊子体、デジタル)のバックアップ(永久保存、ディザスタリカバリ)
- 出版社が電子書籍化しない書籍のデジタル化
- 書籍・電子書籍販売サイト、全国の図書館の所蔵資料の統合検索サービスの提供(著作物の見える化)
  - 他の文化資産の合わせて
- 出版物に関する情報の充実
  - 図書館蔵書に限らない典拠情報の充実
  - 出典を明らかにしたレファレンス情報の充実

#### 連携

- 電子書籍ビジネスプラットフォーム整備の協力
  - ・ 出版物 (冊子体、デジタル) のメタデータデータベースの共同構築
  - 出版権を含む権利データベースの共同構築(著作単位、著者単位)
- 電子書籍化に際し、NDLがデジタル化したデータの利活用(二次利用提供)
- 電子書籍の仕様(フォーマット、メタデータ記述要素・記述規則等)の共通化
- 公共図書館での電子書籍利用環境の共通化(商用電子書籍ビューア上での図書館デジタル化資料の閲覧)

# まとめ (改めて、問題提起)

- Q:他と一緒に検索できても出版社・図書館利用者にメリットはない?
  - お得意さまだけ?自社で販売している、図書館が 持っていることが分かっている人だけに、個別の検索、 販売・貸出ができればいいの?
  - 読者層が減っている状況で、パイの奪い合いでいいの?
- A:⇒パイを大きくすることが重要では?
  - 資料を探している利用者にとって、網羅性の高いサービスを利用する。
    - 重要なのは、どこで提供しているかではなく、必要な情報 が探し出せることでは?
    - 利用者は、見つかった資料で、形態、価格、入手手段として、最適なものを選択する
  - 個別サービスでは見つからなかったものが、見つかれば、 また利用する⇒パイが大きくなる
- ⇒改めて利用者視点でのサービスが必要

- 他と一緒に検索されては、利用者が他に流れてしまう?
  - 利用者に価値があると思えば、それを入手する
  - 他と一緒に検索されないことで、優位性を確保するビジネスは、いつか崩壊する
    - インターネット上に有用な情報はあふれている
- 有償コンテンツ、有償サービスであり続けるためには?
  - クラウドソーシング、政府情報など、無償で有用なコンテンツはいっぱい。それらはLOD化によって、更に付加価値が高まっている
    - Wikipedia、オープンデータ、
- ・国の施策ではうまく行かない?
- 出版情報はなぜ図書館の書誌情報として利用しない?
- 十進分類は誰のために付与する?
- 全てのISBNはどこで把握?
- 書影はなぜ利用制限?

# デジタル情報の収集と提供の考え方(私見)

- 基本理念
  - 国として
    - 国全体で、あらゆる資料や情報などを国の文化的資産として後世に残し、知識インフラとして、その利用を将来にわたって保証する
  - NDLとして、
    - 知識インフラの実現の一翼を担う
  - ・公共図書館として、
    - 「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」
    - 「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」

- 物としての冊子体とデジタル情報の違い
  - ・物は、提供するために購入(納本代償金)
  - 情報は、利用するための使用許諾料
- 実現に当たって
  - 収集•保存
    - 商用を含めて、全ての資料、情報を収集し、 利活用できる形で永久保存する
      - 肖像権等は制限
  - 提供
    - 提供に当たっては、著作権者、出版者等の 権利を侵害しない形で提供する。
      - 商用サービスへの対価の支払い
      - 著作権、出版権

### 商用電子出版物に関して(私見)

- 電子出版物は、無償で収集・保存
  - 商用・非商用に関わらず、DRMの付与されていないデジタル情報を、無償で、制度収集する(収集義務の行使)
    - 国が権利者に代わって、保存する役割
    - 国は、権利者に保存にかかる費用の負担を、権利者に求めない。
      - 保存にかかる費用は、国が負担する
- 商用で提供中の電子出版物の利用には、対価を支払い提供
  - 国がデジタル化した情報、国が収集・保存した情報のアーカイブを、出版社が利用して、商用電子出版物配信サービスができるようにする
    - 電子出版権が登録されていない場合は、著作権者が提供できる
  - NDLを含め公共図書館は、利用に関しては、商用電子出版物配信サービスに対価を支払う
    - 図書館は、物としての購入ではなく、デジタル情報としての電子出版物配信サービスに使用許諾料を支払い利用する
- ・ 商用提供されなくなった電子出版物は、国が収集・保存したデジタル情報を提供
  - 電子出版物配信サービスから提供されなくなった場合、著作権者、図書館は、国が収集・保存したデジタル情報を提供できる
    - 電子出版物配信サービスシステムがダウン
    - 著作権者、出版者の提供許諾があるもの
  - また著作権等の権利が消滅した場合は、誰でも、利用者に対して、国が収集・保存したデジタル情報を提供できる
    - 著作権満了

#### • 前提

- 図書館が利用できる電子出版物配信サービスがあること。 図書館が競争原理で、網羅性の高い電子出版配信システムを自由に選択できること。
  - 利用者に対して、同分野の出版物の取り扱いの範囲が異なるため、ビューアの異なる複数の個別出版社の配信サービスの利用を強いるのは、利用者に不利益になる
    - 電子出版物配信システムの外部APIの共通化が必要
    - 複数の電子出版物配信サービスを導入することは困難。商用 出版物のアグリゲータ的なサービスが必要
- 利用の対価は誰が支払うか?
  - 使用許諾料を誰が負担するか?
    - 通常は、利用者が負担。図書館は、利用者に代わって負担
    - 商用電子書籍もその原則を守るか、見直すかは、今後の議論による
  - 利用者が負担する?
    - →個人が利用する通常の電子書籍サイトでの期間限定提供 サービス、サブスクリプションサービスでいいのではないか
  - 公共図書館が負担する?
    - ⇒図書館向け電子出版物配信サービスとの契約条件による
- 著作権の位置づけの見直しも(長尾前館長)
  - 著作権を許諾権から報酬請求権に変えるという考え方

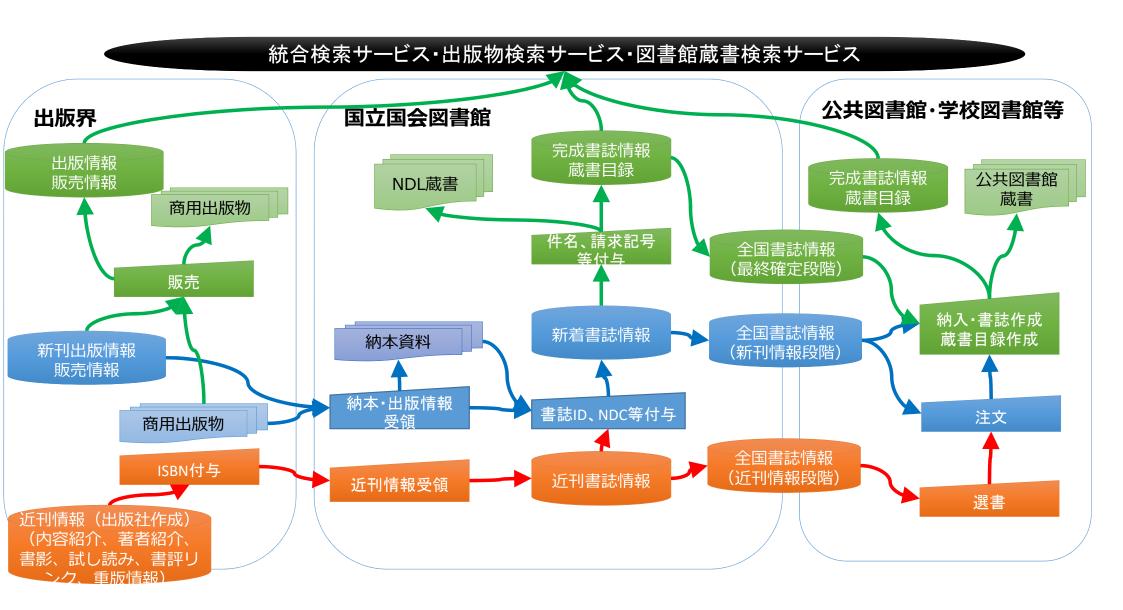
# 今日のポイント (まとめ)

- 電子図書館の目的
  - ⇒「知の共有化」により、新たな知識の創造 (再生産)と還流を推進する
  - ⇒社会・経済的な価値の創出
    - いつでも、どこでも、だれでも、文化的情報資源を 利活用して、新たな知識が生み出されるように
  - あらゆる情報を、知的文化資源として収集し、 長期保存し、将来にわたって利用を保証する
- 貴重な文献資料は今、必要とする人に届いているか?
  - 有用な文献等の情報が、インターネット上の大量の情報の海に埋もれていないか?
    - 出版界と図書館界の書誌の統合、記述規則の 共通化
    - 利用者に対して、情報の内容、所在を可視化
  - 情報を探し出すために、多くの工数をかけているのではないか?
    - 内容情報の活用、全文プルテキストの活用
    - 利用者が必要とする情報を、効率的に選択できるように、参考情報を関連付け

- 市区町村の図書館利用者、インターネット利用者が出版物による情報の弱者になっていないか?
  - 地域でのアクセスポイントで、利用者が利活用 可能な情報の格差を是正。
- 将来の利用者に届けられるか?
  - サ学来の利用者のために消えてしまう前に、 関係機関で分担して保存
- この課題を解決するために具体的なアクションを。
  - 利用者が著作物に触れる機会を増やす
  - 情報の利活用が促進されることにより、文化 の発展に寄与する
  - 文献に関してのナショナルアーカイブ構築を、 図書館界と出版界が連携分担
  - あらゆる知的情報資源に関して、業種・業態を越えて連携

# 今後の検討の1つ

### 出版情報を活用した書誌作成の効率化、情報検索の網羅性確保



### 出版情報の提供の中核的なサイトとなることが期待される

☆版元ドットコムサイトリニューアル (2015年8月24日)

- 本を探す。
  - 本のデータ、新聞などの書評に 載った情報、書店のフリーペー パー、ためし読みのできる本、こ れから出版される本など本を探 す手助けを目指しています。
- このサイトに掲載している本の 情報
  - 書誌情報150,657タイトル 掲載出版社2,223社 書評 掲載情報29,185タイトル 42,440件 近刊情報3,547 タイトル328社 ためし読み 4,492タイトル



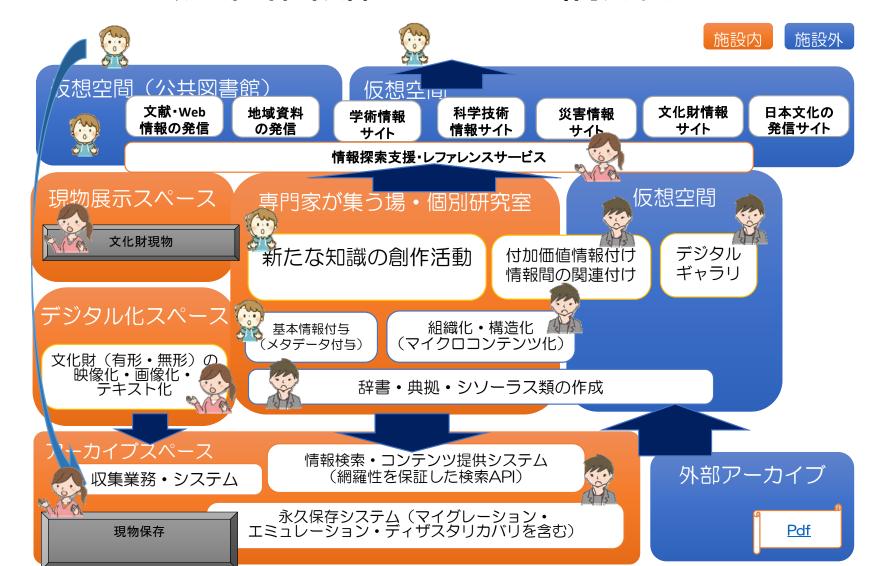


JPOが提供する近刊情報に、版元独自出版情報(内容紹介、 著者紹介、書影、試し読み、書評リンク)、NDL、Webcatplusの情報を含め、WebAPIを公開している→今後、出版情 報の提供の中核的なサイトになることが期待できる



### ☆公共図書館のシステム構成イメージ

2015年



### ☆これからの図書館、博物館、美術館等の機能

#### • 壁のない図書館

- 図書館の枠を越えて、文献情報の枠を越えて、
- 所蔵場所、媒体の形態を問わず、情報の網羅性・完全性を確保
- いつでも、だれでも、どこにいても、閲覧可
- 商用と無償の電子書籍が一体になった電子図書館サービス

#### • 知識創造の場

- 物理的空間で集う場
  - 異文化交流・出会い・議論の場
  - 出版者(著作者)と読者を繋ぐ場
  - グループによる学習ができる公共の場
    - 協調学習のリーダーとなりうる専門知識を持った人材の配置が必要
- 仮想空間での共同作業の場
  - クラウドソーシングの場の提供

#### 情報(発信)提供の場

- 文献の提供から、あらゆる情報の提供へ
- 知識探索・閲覧サービス(利用者の目的、レベル、利用環境 に応じてきめ細かく)
- 情報探索支援から、課題回答そのものへのナビゲーション
- 仮想空間
  - あらゆる情報を探索(検索・閲覧)
  - あらゆる情報の閲覧
  - テーマにより企画されたデジタルギャラリ
  - デジタル化されていない資料の遠隔複写申込み
  - オンラインレファレンス

#### 物理的空間

- 博物館的展示スペース (現物を閲覧・鑑賞する場)
- 外部公開できないデジタル情報の閲覧・複写申込み

#### • 恒久的保存設備

- 拠点に分散したアーカイブで構成。
  - ディザスタリカバリ―
- あらゆる情報資源の集約と意味的関連付け
  - 分散した組織が保有する情報を、情報内の記述個所が意味的 に関連付けられた知識データベースを構築